

制 度 名	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	主管課名	企画室												
		問合せ先	029-301-4316												
目的・趣旨	<p>地方公共団体が行う社会資本整備の基幹事業のほか、関連事業、ソフト事業を総合的に支援することにより、交通安全の確保、経済基盤の強化、生活環境の保全等を図る。</p> <p>なお、国の平成 24 年度補正予算において、防災・安全分野に特化した防災・安全交付金が創設され、従来のメニューのうちインフラの老朽化対策、事前防災・減災対策、生活空間の安全対策が防災・安全交付金に移行された。</p>														
<p>[対象団体] 都道府県・市町村</p> <p>[対象事業]</p> <p>1) 基幹事業 道路、港湾、河川、砂防、地すべり、急傾斜、下水道、その他総合的な治水、海岸、都市再生(※)、広域連携(※)、都市公園、市街地整備、都市水環境整備、地域住宅計画(※)、住環境整備 ※上記基幹事業（(※)を除く）のうち、インフラ老朽化対策、事前防災・減災対策、生活空間の安全対策については、防災・安全交付金に移行</p> <p>2) 関連社会資本整備 基幹事業と一体的に実施することが必要な各種の社会資本整備事業、公的賃貸住宅の整備</p> <p>3) 効果促進事業 基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事務・事業 ※地方の創意工夫を活かした『ソフト事業』も可（全体事業費の2割以内）</p> <p>《効果促進事業の例》 防犯灯、防犯カメラの整備、観光案内情報板の整備、リサイクル社会実験、ハードマップの作成・活用 等</p> <p>[補助要件等] ○交付を受けるためには、目標や計画期間を同じくし、一体的に行われる複数の事業で構成する社会資本総合整備計画の作成・提出が必要（1以上の基幹事業が必須） ○整備計画は、単独の市町村や都道府県のみで策定することも、複数の事業主体が共同で策定することも可</p> <p>[補助限度額等] 交 付 率：社会資本整備総合交付金交付要綱による。</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>5.5/10 1/2 等</td> <td>—</td> <td>4.5/10 1/2 等</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[30年度当初予算額] — 千円</p> <p>[30年度補助対象団体] 平成 30 年 3 月頃決定予定</p> <p>[備考]（従前の補助金との違い） ○整備計画に位置付けられた事業の範囲内で国費の流用が可能 ○基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるソフト事業についても実施可能</p>						区 分	国	県	市町村	その他	—	5.5/10 1/2 等	—	4.5/10 1/2 等	—
区 分	国	県	市町村	その他											
—	5.5/10 1/2 等	—	4.5/10 1/2 等	—											